

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		許可内容の変更
根拠法令及び条項		新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 施行規則 第7条 建築主が許可を受けた内容を変更しようとするときは、第3条第1項の規定を準用する。ただし、当該変更の内容が、既に許可を受けた事項の範囲内であると市長が認めるときは、この限りでない。 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする建築主は、設計変更承認申請書の正本及び副本に、当該変更に係る図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申請を承認するときは、設計変更承認通知書により、同項の規定により提出された設計変更承認申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 21日
	設定等年月日	平成20年7月1日設定 (年 月 日最終変更)